

(参考) 太陽光発電施設の設置工事等に関する主な法令一覧

法令等の名称	規制の概要	太陽光発電施設の設置に伴う規制内容	市所管課	県所管課
農業振興地の整備に関する法律	・農業振興地域整備計画との調整	市が定めた農業振興地域整備計画の農用地区域の土地を農業以外の目的に転用する場合は、農業地域整備計画の農振除外の手続が必要です。	農業振興課	加東農林振興事務所 農政振興課
農地法	・農地等の転用の許可制度	農地を農地以外の目的に転用する又は、転用するため権利の移転等を行う場合は、県知事の許可が必要です。 ※農地とは農地法で定められたものをいい、課税台帳の地目ではありません。	農業委員会	加東農林振興事務所 農政振興課
土地改良法	・土地改良財産の他目的使用の制限	土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げる行為	農地整備課	市内に事務所をおく土地改良区
農業用ため池の管理及び保全に関する法律、ため池の保全に関する条例	・ため池付属施設以外の施設の設置の制限	ため池の農業用水の安定供給、災害の発生の防止、多面的機能の発揮に支障が生じる行為	農地整備課	加古川流域土地改良事務所
森林法	・保安林における開発行為の制限	保安林に指定された森林での転用行為は原則禁止	—	加東農林振興事務所 森林課
	・地域計画民有林における伐採の届出制度	地域森林計画の対象となっている民有林において、立木の伐採を行う場合、事前に市への届出が必要です。(面積要件なし)	農業振興課	
	・地域計画民有林における開発行為等の制限	地域森林計画の対象となっている民有林において、太陽光発電施設の設置目的の開発行為は0.5ha以上は県知事の許可が必要です。		
砂防法	・砂防指定地内における行為の制限	砂防指定区域内において、工作物の新築、木竹の伐採、土地の掘削・盛土により土地の形質を変更する等の行為をしようとする場合は許可が必要です。	—	加東土木事務所
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・急傾斜地崩壊危険区域における現状改変等の行為の制限	急傾斜地崩壊危険区域において、工作物の設置、のり切・切土・掘さく・盛土、立木竹の伐採等の行為をしようとする場合は許可が必要です。	農地整備課 道路河川課	加東農林振興事務所 治山課 加古川流域土地改良事務所 加東土木事務所
地すべり等防止法	・地すべり防止区域における現状改変等の行為の制限	地すべり防止区域内において、のり切・切土、工作物の新築をしようとする場合は許可が必要です。	農地整備課 道路河川課	加東農林振興事務所 治山課 加古川流域土地改良事務所 加東土木事務所
文化財保護法	・埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出	周知の埋蔵文化財包蔵地内において、掘削等により土地の形質を変更する工事等を行う場合、市教育委員会を通して県教育委員会への届出が必要です。	文化スポーツ課 (歴史資料館)	—
宅地造成規制法	・宅地造成区工事規制区域における宅地造成工事の許可制度	宅地造成区工事規制区域において一定以上の宅地造成区工事を行う場合許可が必要です。 同区域内の宅地において擁壁設置等の工事を行う場合や宅地以外の土地を宅地に転用した場合は届出が必要です。	建築住宅課	加東土木事務所 まちづくり建築課
道路法	・道路管理者以外の者が行う工事の承認制度 ・道路の占用の許可制度 ・道路の汚損や通行に支障を及ぼす行為等の禁止	道路区域における工事の承認 道路区域における占用許可	道路河川課	加東土木事務所 管理第1課
河川法	・河川区域における占用、土石等の採取、工作物設置等の許可 ・河川保全区域における土地形状変更、工作物設置の許可	河川区域における占用、土石等の採取、工作物設置等の許可 河川保全区域における土地形状変更、工作物設置の許可	—	加東土木事務所 管理第2課
土壤汚染対策法	・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出制度	一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更を行う30日前までに届出が必要です。	—	兵庫県環境部水大気課
産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	・外部から搬入した土砂により一定規模(1,000㎡以上、1m超)以上の土砂埋立等を行う場合の許可	一定規模以上の土砂埋立等を行う場合には、事前に許可を受けることが必要です。	—	北播磨県民局環境課
国土利用計画法	・土地取引の届出制度	届出対象面積以上の土地の売買等の契約を締結した場合、届出が必要です。 【届出面積】 市街化区域:2,000㎡、市街化調整区域及び非線引きの都市計画区域:5,000㎡以上、都市計画区域外:10,000㎡以上	建築住宅課	兵庫県県土整備部まちづくり局 土地対策室

※R5.5.1現在の状況です。